七　家屋について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

八　家屋について行う第四十条の四の二第七項に規定する基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

第四十条の五第十五項中「又は」を削り、「定めた」を「定め、同項第五号若しくは第六号の規定により修繕若しくは模様替を定め、又は同項第七号の規定により保証保険契約を定めた」に改める。

第四十条の八第三項中「第百十七条第六項」を「第百十七条第七項」に、「第三十一項第三号」を「第三十二項第三号」に改め、同条第十三項中「の同項」を「を同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第四十条の八の三までにおいて同じ。）をした同項」に改め、同条第十六項第六号ロ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号イ及びロ中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号イ中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「同条第五項」の下に「の表の第二号の上欄」を加え、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同号ロ中「贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第四十条の八の三までにおいて同じ。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「あつた場合」の下に「（同項の表の第二号の上欄に掲げる場合に限る。）」を加え、同号イ中「の適格合併」を「の表の第二号の上欄の適格合併」に、「第二十五項」を「第二十六項」に、「同条第五項」を「同欄」に、「際して、法第七十条の七第五項」を「際して、同欄」に、「同項」を「同欄」に改め、同号ロ中「第三号ロ、第二十五項及び第二十六項」を「第四号ロ、第二十六項及び第二十八項」に、「第四号ロ、第二十五項及び第二十八項」を「第五号ロ、第二十六項及び第二十九項」に改め、「（法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時に当該経営承継受贈者が有していた特例受贈非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「（当該」の下に「贈与時特例受贈株式等に係る」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合（同項の表の第一号の上欄に掲げる場合に限る。）　納税猶予分の贈与税額に、イに掲げる数又は金額がロに掲げる数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）

イ　法第七十条の七第五項の表の第一号の上欄の贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額

ロ　贈与時特例受贈株式等（法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時に経営承継受贈者が有していた特例受贈非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）の数又は金額（当該贈与の時からイの贈与の直前までの間に当該贈与時特例受贈株式等の併合があつたことその他の財務省令で定める事由により当該贈与時特例受贈株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額）

第四十条の八第十七項中「前項第一号ロ、第五号ロ及び第六号ロ」を「前項第二号ロ、第六号ロ及び第七号ロ」に、「同項第一号イ」を「同項第二号イ」に、「同項第五号イ」を「同項第六号イ」に、「同項第六号イ」を「同項第七号イ」に改め、同条第四十七項を同条第五十一項とし、同条第四十六項中「及び第六項」を「から第六項まで及び第十六項（第三号に係る部分に限る。）」に改め、「取得をしたもの」の下に「（当該先に取得をしたものが同項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等である場合には、当該特例受贈非上場株式等のうち先に同条第一項の規定の適用を受けた他の経営承継受贈者に係るもの）」を加え、同項を同条第四十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

50　法第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が同項に規定する贈与者（同項の規定の適用を受けている経営承継受贈者に限る。）からの贈与（当該贈与者の同条第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与に限る。）により当該贈与者に係る特例受贈非上場株式等の取得をしている場合において、当該贈与の日の属する年に当該贈与者の相続が開始したときは、当該特例受贈非上場株式等については、相続税法第十九条、第二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定は、適用しない。

第四十条の八第四十五項中「は、法第七十条の七第四項及び第六項」を「（法第七十条の七第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をしたときを除く。）は、同条第四項から第六項まで」に、「みなす」を「みなし、同条第十六項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をしたときは、同条第四項から第六項まで及び第十六項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該特例株式等から先に当該贈与をしたものとみなす」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十四項中「第三十四項又は第三十五項」を「第三十五項又は第三十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十三項を同条第四十六項とし、同条第三十六項から第四十二項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三十五項中「贈与者が死亡した」を「同項第二号の贈与者が死亡した」に、「贈与者が同条第一項」を「同号の贈与者が同条第一項」に、「又は第六項」を「の表の各号の上欄又は同条第六項」に、「であるときは、当該届出書を当該」を「であつて、当該経営承継受贈者が同号の」に改め、「の死亡」の下に「（同条第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日までの間における死亡に限る。）」を、「による」の下に「相続税の申告書を提出するとき（法第七十条の七第十六項の納税地の所轄税務署長と当該贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長とが同一である場合に限る。）は、当該届出書を当該相続税の」を加え、同項を同条第三十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

37　法第七十条の七第十六項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号の贈与者の死亡の直前における猶予中贈与税額に、当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額（当該贈与者が同項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした当該特例受贈非上場株式等の数又は金額を除く。）が当該贈与者の死亡の直前における当該特例受贈非上場株式等の数又は金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

38　法第七十条の七第十六項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する贈与の直前における猶予中贈与税額に、当該贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額が当該贈与の直前における当該特例受贈非上場株式等の数又は金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第四十条の八第三十四項を同条第三十五項とし、同条第二十六項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「第七十条の七第五項」の下に「の表の第二号の中欄」を加え、「同号」を「同号の上欄」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　法第七十条の七第五項の表の第一号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の贈与の直前における猶予中贈与税額に、当該贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額が当該贈与の直前における当該特例受贈非上場株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第四十条の八の二第五項中「第百十七条第六項」を「第百十七条第七項」に、「第三十八項第三号」を「第三十九項第三号」に改め、同条第二十二項第六号ロ中「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号イ及びロ中「第三十六項」を「第三十七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号イ中「第三十五項」を「第三十六項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「同条第四項」の下に「の表の第二号の上欄」を加え、「第三十三項」を「第三十四項」に改め、